

その他

シルバー人材センター入会案内説明会

日時 6月8日(金)午前10時～正午
会場 生活・保健センター
内容 事業紹介、概要説明
対象 60歳以上の方※清掃・保育士・子供と接する仕事を希望する方歓迎
その他 年会費2千円
問 日野市シルバー人材センター(☎581・8171)

日野市社会福祉協議会から

▼会員募集～地域福祉活動の応援を
会費は高齢者や障害者支援のほか、地域の福祉・防災教育など幅広い活動の貴重な財源となります。個人1口1千円以上、団体1口5千円です。なお、1千円未満でも福祉協力金としてお預かりします。
申込 中央福祉センター、福祉支援センター、市役所2階福祉政策課、七生支所で受け付け
問 日野市社会福祉協議会(☎582・2319)
▼夏の体験ボランティア2018参加者募集
日程 7月20日(金)～8月31日(金)
活動場所 市内福祉施設・団体など
対象 小学生以上の方
費用 500円(保険料含む)
説明会 日時 7月7日(土)午後2時30

分～4時 会場 一中※説明会に参加できない方は相談を

申込 6月29日(金)までにボランティアセンター窓口または日野市社会福祉協議会(☎)から
問 日野市ボランティア・センター(☎582・2318)

京王沿線4市観光マップを作る

う！ワークショップ参加者募集
詳細は下記QRコードから京王沿線4市(日野、府中、多摩、稲城)観光振興創出事業(☎)参照。
申込 6月10日(日)(消印有効)までに190・0023立川市柴崎町2の12の24(株)JTB東京多摩支店京王沿線4市観光振興創出事業事務局へ、課題(50字)と住所、氏名(ふりがな)、生年月日、年齢、性別、電話番号を記入し送付
問 同事務局(☎042・521・5551)



南多摩保健所HIV(エイズ)検査

検査日 6月13日(水)午後2時～3時※結果説明は6月20日(水)午後2時～3時
会場 南多摩保健所※直接会場へ
定員 先着30人
その他 クラミジア、梅毒、淋菌も同時検査可
問 南多摩保健所(☎042・371・7661)

なくそう就職差別

問われる企業と

社会の人権感覚

問 総務課(☎514・8128)

ID 1008546

6月は

就職差別解消促進月間

就職は、生活の安定や労働を通して社会参加など、人間が幸せに生きていく上で基本となるものです。このため、採用選考は応募者の適性と能力に基づき公正に行われなければなりません。しかしながら、就職差別につながる恐れのある元調査事件や、面接時に本籍地や思想・信条などを聞く事例があります。

東京都では6月を「就職差別解消促進月間」とし、就職差別を無くし就職の機会均等を確保するため、東京労働局やハローワークなどと連携してさまざまな啓発活動を展開します。

講演と映画の集い

日時 6月21日(木)午後1時30分～4時30分
会場 沖永記念ホール(豊島区)※直接会場へ
講演 「人権に配慮した職場づくりのために」ハラスメント予防と対策」：岡田康子氏(株)クオレ・シー・キューブ代表取締役会長)
映画 「だれにでも開かれていますか?」公正な採用選考を求めて」
定員 先着1千人
問 東京都産業労働局労働環境課(☎03・5320・4649)

人権啓発映画会

日時 6月25日(月)午後1時30分～4時45分
会場 台東区生涯学習センター

★東京都発行の人権啓発冊子「みんなの人権」「明るい社会をめざして」「同和問題の理解のために」を市役所1階市民相談窓口や市内各図書館で配布しています。ぜひ、お読みください。

心身障害者医療費助成制度(マル障)が改正

ID 1003764

問 障害福祉課(☎514-8489 FAX 583-0294)、東京都福祉保健局医療助成課(☎03-5320-4571、FAX 03-5388-1437)

▶制度対象の拡大

精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方は、平成31年1月1日から心身障害者医療費助成制度(マル障)の拡大により、新たに医療費助成の対象になります。所得制限(表1参照)を超える方、生活保護受給中の方、65歳以上の方(ただし経過措置あり)などは対象となりません。平成30年11月1日から事前受付を開始予定です。

▶経過措置～65歳以上の方または65歳に到達する方も申請できます

手帳交付日が平成30年12月31日以前の精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方は、平成31年6月30日までの間に

限り65歳を超えていても申請できます。

▶負担上限額の変更

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、平成30年8月1日から、住民税課税の方(一部負担金ありの方)の負担上限額が変わります(表2参照)。詳細はお問い合わせください。

表1

扶養親族などの数	所得制限基準額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円
以降、扶養人数1人につき38万円加算	

8月1日からのマル障一部負担金、負担上限額

対象 番号が「80136」で始まり、㊦・㊧と表示されている受給者証が交付されている方 ※1
一部負担金 外来・入院とも、1割で変更なし

表2 マル障一部負担金上限額

区分	負担上限額 ※2	備考
外来	14,000円/月	年間上限額14万4,000円/年
入院	57,600円/月	多数回該当の上限額 ※3 44,400円/月

※1 住民税非課税の方(番号が「80137」から始まり、㊨表示の受給者証の方)は、入院時の食事療養費などを除き外来・入院時一部負担なしで、変更はありません

※2 同一の医療機関で1カ月の負担額が上記の額に達したときは、その医療機関でのその月の窓口負担はありません

※3 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり上限額が44,400円に下がります

同和問題

同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、さまざまな形で現れているわが国固有の重大な人権問題です。

現在もなお、同和地区(被差別部落)の出身という理由で、さまざまな差別を受け、基本的人権を侵害されている人々がいます。

封建時代において、えた、ひにんなどと呼ばれていた人々は、武器・馬具や多くの生活用品に必要な皮革をつくる仕事や、役人のもとで地域の警備を行うなど、生活に欠かせない役目を担っていました。また、住む場所、仕事、結婚、交際など、生活のすべての面で厳しい制限を受け、差別されていました。それらの人々が住まわされていたところが「同和地区(被差別部落)」、それ

らの人々に対する差別が「部落差別」といわれています。

最近でも、差別的な身元調査に使われかねない戸籍謄本などの不正取得事件や、公共施設などへの差別的な落書き、インターネットへの悪質な書き込み、不動産取引の際の同和地区に関する問い合わせなどの差別行為が都内で起こっています。

このような差別をなくすためには、私たち一人ひとりが、まず同和問題を理解し、差別について知るとともに、差別したり、差別を見逃したりすることのないよう行動していくことが大切です。

また、平成28年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、部落差別の解消に、基本理念、国及び地方公共団体の責務などについて定めています。